

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年(2015年) 2 月 2 6 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市立公園条例の一部を改正する条例

町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項各号列記以外の部分中「(次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日に当該駐車場を利用する場合に限る。)」を削り、「駐車場から自動車を退場させようとするときに」を「市長が別に定める方法により」に改め、同項各号を削り、同条第2項ただし書を削り、同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、公園内の行事等により駐車場の混雑が予想される日であらかじめ市長が指定する日においては、当該駐車場の駐車料金（大型自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）は、500円（中型自動車（同条に規定する中型自動車をいう。以下同じ。）にあつては、1,000円）を上限として、規則で定める額とすることができる。

4 前2項の規定にかかわらず、駐車場が設置されている公園を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するときは、駐車料金は、別表第4に掲げる額又は前項に規定する額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第8条の3各号列記以外の部分中「この条」の次に「及び第17条の2第1項」を加え、同条第1号中「(昭和35年法律第105号)」を削る。

第17条の次に次の1条を加える。

第17条の2 大型自動車を駐車して駐車場を利用しようとする者は、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の承認について準用する。

第18条第1項各号列記以外の部分中「前条第1項」を「第17条第1項」に改め、同項第2号中「前条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

第18条の2 前条の規定は、第17条の2第1項の規定により利用の承認を受けた者について準用する。

別表第3 休館日・休場日の欄中「国民の祝日に関する法律」の次に「(昭和23年法律第178号)」を加える。

別表第4の2の表を次のように改める。

## 2 駐車場

有料公園施設 の名称	自動車の種類	駐車料金
サン町田旭 体育館駐車場	大型自動車	1,500円
町田中央公 園駐車場	大型自動車以 外の自動車	次の各号に掲げる場合に 応じ、それぞれ当該各号 に定める金額  (1) 運動施設が設置されて いる公園であって運動 施設を利用する場合 次 に掲げる駐車場の利用 時間に応じ、それぞれに 定める金額 ア 30分まで 無料 イ 30分を超え2時間まで 100円 ウ 2時間を超え9時間まで イ に掲げる金額に、2時間 を超える部分について30 分までごとに50円を加 えた金額 エ 9時間を超える場合 800円  (2) 運動施設が設置されて いる公園であって運動 施設を利用しない場合 又は運動施設が設置さ れていない公園の場合 次に掲げる駐車場の利 用時間に応じ、それぞれ に定める金額

		<p>ア 1時間30分まで 無料</p> <p>イ 1時間30分を超え2時間まで 50円</p> <p>ウ 2時間を超え2時間30分まで 150円</p> <p>エ 2時間30分を超え9時間まで ウに掲げる金額に、2時間30分を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額</p> <p>オ 9時間を超える場合 800円</p>
野津田公園	大型自動車	1,500円
駐車場 小野路公園 駐車場 相原中央公園 園駐車場 鶴間公園駐 車場	中型自動車	次の各号に掲げる駐車場の利用日に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに市長が別に定める日 (以下これらを「指定日」という。) 1,000円 (2) 指定日以外の日 無料
日向山公園 駐車場 忠生公園駐 車場 薬師池公園 駐車場 芹ヶ谷公園 駐車場	大型自動車及び 中型自動車 以外の自動車	次の各号に掲げる駐車場の利用日に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 指定日 次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額 ア 運動施設が設置されている公園であって運動施設を利用する場合 次に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれに定める金額 (ア) 30分まで 無料

		<p>(イ) 30分を超え2時間まで 100円</p> <p>(ウ) 2時間を超え9時間まで (イ)に掲げる金額に、2時間を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額</p> <p>(エ) 9時間を超える場合 800円</p> <p>イ 運動施設が設置されている公園であって運動施設を利用しない場合又は運動施設が設置されていない公園の場合 次に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>(ア) 1時間30分まで 無料</p> <p>(イ) 1時間30分を超え2時間まで 50円</p> <p>(ウ) 2時間を超え2時間30分まで 150円</p> <p>(エ) 2時間30分を超え9時間まで (ウ)に掲げる金額に、2時間30分を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額</p> <p>(オ) 9時間を超える場合 800円</p> <p>(2) 指定日以外の日 無料</p>
--	--	---

備考 無料時間内に駐車場から退場し、かつ、再度当該駐車場に同一の自動車を駐車した場合において、当該退場をした時刻（以下「当初退場時刻」という。）から当該再度駐車をした時刻（以下「再入場時刻」という。）までの時間が15分以内であるときは、当初退場時刻から再入場時刻までの間も継続して駐車をしてきたものとみなす。ただし、当該駐車場がサン町田旭体育館駐車場及び町田中央

公園駐車場である場合については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において町田市規則で定める日から施行する。

町田市立公園条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(駐車料金)</p> <p>第8条の2 駐車場を利用する者は、駐車場の利用に係る料金(以下「駐車料金」という。)を、<u>市長が別に定める方法により支払わなければならない。</u></p> <p>2 駐車料金は、別表第4に掲げる額の範囲内において、規則で定める額とする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、公園内の行事等により駐車場の混雑が予想される日であら</u> <u>かじめ市長が指定する日においては、当該駐車場の駐車料金(大型自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動車をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)は、500円(中型自動車(同条に規定する中型自動車をいう。以下同じ。))<u>にあつては、1,000円)を上限として、規則で定める額とすることができる。</u></u></p> <p>4 <u>前2項の規定にかかわらず、駐車場が設置されている公園を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))が管理するときは、駐車料金は、別表第4に</u></p>	<p>(駐車料金)</p> <p>第8条の2 駐車場を利用する者(<u>次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日に当該駐車場を利用する場合に限る。)</u>は、駐車場の利用に係る料金(以下「駐車料金」という。)を、<u>駐車場から自動車を退場させようとするときに支払わなければならない。</u></p> <p><u>(1) サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場 全日</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる駐車場以外の駐車場 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに市長が別に定める日</u></p> <p>2 駐車料金は、別表第4に掲げる額の範囲内において、規則で定める額とする。<u>ただし、駐車場が設置されている公園を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))が管理するときは、駐車料金は、同表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u></p>

町田市立公園条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>掲げる額又は前項に規定する額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>(駐車料金の不徴収)</p> <p>第8条の3 市長(駐車場が設置されている公園を指定管理者が管理する場合にあっては、指定管理者。以下この条及び第17条の2第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、駐車料金を徴収しない。</p> <p>(1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>第17条の2 大型自動車を駐車して駐車場を利用しようとする者は、市長に申請し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の承認について準用する。</u></p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第18条 指定管理者は、<u>第17条第1項</u>の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第17条第2項</u>の条件に違反したとき。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>第18条の2 前条の規定は、第17条の2第1項の規定により利用の承認を受けた者について準用する。</u></p> <p>別表第3(第7条関係)</p>	<p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>(駐車料金の不徴収)</p> <p>第8条の3 市長(駐車場が設置されている公園を指定管理者が管理する場合にあっては、指定管理者。以下この条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、駐車料金を徴収しない。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第18条 指定管理者は、<u>前条第1項</u>の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前条第2項</u>の条件に違反したとき。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第3(第7条関係)</p>

町田市立公園条例新旧対照表

改正後		改正前	
有料公園施設の名称	休館日・休場日	有料公園施設の名称	休館日・休場日
サン町田旭体育館 町田市立陸上競技場 サン町田旭体育館会 議室 町田市立陸上競技場 会議室 町田市立陸上競技場 トレーニング室	(1) 略 (2) 毎週月曜日 (サン町田旭体育 館及びサン町田旭 体育館会議室は毎 月の第1及び第3 月曜日)。ただし、 その日が国民の祝 日に関する法律 <u>(昭和23年法律 第178号)</u> に規 定する休日に当た るときは、その日 後においてその日 に最も近い休日 でない日	サン町田旭体育館 町田市立陸上競技場 サン町田旭体育館会 議室 町田市立陸上競技場 会議室 町田市立陸上競技場 トレーニング室	(1) 略 (2) 毎週月曜日 (サン町田旭体育 館及びサン町田旭 体育館会議室は毎 月の第1及び第3 月曜日)。ただし、 その日が国民の祝 日に関する法律に 規定する休日に当 たるときは、その 日後においてその 日に最も近い休日 でない日
略	略	略	略

町田市立公園条例新旧対照表（改正後）

別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係）

1 略

2 駐車場

有料公園施設 の名称	自動車の種類	駐車料金
サン町田旭	大型自動車	1,500円
体育館駐車場  町田中央公園 駐車場	大型自動車以 外の自動車	<p>次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額</p> <p>(1) 運動施設が設置されている公園であって運動施設を利用する場合 次に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 30分まで 無料</p> <p>イ 30分を超え2時間まで 100円</p> <p>ウ 2時間を超え9時間まで イに掲げる金額に、2時間を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額</p> <p>エ 9時間を超える場合 800円</p> <p>(2) 運動施設が設置されている公園であって運動施設を利用しない場合又は運動施設が設置されていない公園の場合 次に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 1時間30分まで 無料</p> <p>イ 1時間30分を超え2時間まで 50円</p> <p>ウ 2時間を超え2時間30分まで 150円</p>

町田市立公園条例新旧対照表（改正後）

		<p>円</p> <p>エ 2時間30分を超え9時間まで ウに掲げる金額に、2時間30分を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額</p> <p>オ 9時間を超える場合 800円</p>
野津田公園	大型自動車	1,500円
駐車場	中型自動車	次の各号に掲げる駐車場の利用日に応じ、それぞれ当該各号に定める金額
小野路公園		
駐車場		(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに市長が別に定める日
相原中央公園駐車場		(以下これらを「指定日」という。) 1,000円
鶴間公園駐車場		(2) 指定日以外の日 無料
日向山公園	大型自動車及び中型自動車	次の各号に掲げる駐車場の利用日に応じ、それぞれ当該各号に定める金額
駐車場	以外の自動車	(1) 指定日 次に掲げる場合に依り、それぞれに定める金額
忠生公園駐車場		ア 運動施設が設置されている公園であって運動施設を利用する場合 次に掲げる駐車場の利用時間に依り、それぞれに定める金額
薬師池公園		
駐車場		(ア) 30分まで 無料
芹ヶ谷公園		(イ) 30分を超え2時間まで 100円
駐車場		(ウ) 2時間を超え9時間まで (イ) に掲

町田市立公園条例新旧対照表（改正後）

		<p><u>げる金額に、2時間を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額</u></p> <p><u>(エ) 9時間を超える場合 800円</u></p> <p><u>イ 運動施設が設置されている公園であって</u></p> <p><u>運動施設を利用しない場合又は運動施設が</u></p> <p><u>設置されていない公園の場合 次に掲げる</u></p> <p><u>駐車場の利用時間に応じ、それぞれに定め</u></p> <p><u>る金額</u></p> <p><u>(ア) 1時間30分まで 無料</u></p> <p><u>(イ) 1時間30分を超え2時間まで 50</u></p> <p><u>円</u></p> <p><u>(ウ) 2時間を超え2時間30分まで 15</u></p> <p><u>0円</u></p> <p><u>(エ) 2時間30分を超え9時間まで (ウ)</u></p> <p><u>に掲げる金額に、2時間30分を超える</u></p> <p><u>部分について30分までごとに50円を</u></p> <p><u>加えた金額</u></p> <p><u>(オ) 9時間を超える場合 800円</u></p> <p><u>(2) 指定日以外の日 無料</u></p>
--	--	--

備考 無料時間内に駐車場から退場し、かつ、再度当該駐車場に同一の自動車を駐

車した場合において、当該退場をした時刻（以下「当初退場時刻」という。）か

ら当該再度駐車をした時刻（以下「再入場時刻」という。）までの時間が15分

以内であるときは、当初退場時刻から再入場時刻までの間も継続して駐車をして

いたものとみなす。ただし、当該駐車場がサン町田旭体育館駐車場及び町田中央

公園駐車場である場合については、この限りでない。

町田市立公園条例新旧対照表（改正後）

3～5 略

町田市立公園条例新旧対照表（改正前）

別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係）

1 略

2 駐車場

有料公園施設の名称	駐車料金
<u>サン町田旭体育館駐車場</u>	次の各号に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれ
<u>町田中央公園駐車場</u>	当該各号に定める金額
<u>野津田公園駐車場</u>	<u>(1) 30分まで 無料</u>
<u>小野路公園駐車場</u>	<u>(2) 30分を超え2時間まで 100円</u>
<u>相原中央公園駐車場</u>	<u>(3) 2時間を超え9時間まで 前号に掲げる金額</u>
<u>鶴間公園駐車場</u>	<u>に、2時間を超える部分について30分までごと</u>
<u>日向山公園駐車場</u>	<u>に50円を加えた金額</u>
<u>忠生公園駐車場</u>	<u>(4) 9時間を超える場合 800円</u>
<u>薬師池公園駐車場</u>	
<u>芹ヶ谷公園駐車場</u>	

備考

1 運動施設が設置されている公園であって運動施設を利用しない場合又は運動施設が設置されていない公園の場合における駐車料金は、次の各号に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 1時間30分まで 無料

(2) 1時間30分を超え2時間まで 50円

(3) 2時間を超え2時間30分まで 150円

(4) 2時間30分を超え9時間まで 前号に掲げる金額に、2時間30分を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額

(5) 9時間を超える場合 800円

2 無料時間内に駐車場から退場し、かつ、再度当該駐車場に同一の自動車を駐

町田市立公園条例新旧対照表（改正前）

車した場合において、当該退場をした時刻（以下「当初退場時刻」という。）から当該再度駐車をした時刻（以下「再入場時刻」という。）までの時間が15分以内であるときは、当初退場時刻から再入場時刻までの間も継続して駐車をしていたものとみなす。ただし、当該駐車場がサン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場である場合については、この限りでない。

3～5 略